

○岡崎市違反広告物等に係る是正指導要領

令和2年12月7日

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市屋外広告物条例（平成14年岡崎市条例第57号。以下「条例」という。）の規定に基づきこれに違反する屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件の是正事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、条例及び岡崎市屋外広告物条例施行規則（平成15年岡崎市規則第17号）において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物等 屋外広告物（法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等を除く。）及び屋外広告物を掲出する物件をいう。
- (2) 違反広告物等 条例の規定に違反する屋外広告物等をいう。
- (3) 是正指導等 違反広告物等の是正に関する行政指導及び不利益処分をいう。

(調査)

第3条 条例の規定に違反している疑いのある屋外広告物等については調査を行い、条例の規定に違反している事実、是正の緊急性及び当該屋外広告物等を表示し、設置し、若しくは管理する者又は屋外広告物等の所有者若しくは占有者を確認するものとする。

第4条 この要領に基づく是正指導等の相手方は、原則として違反広告物等を表示し、設置し、又は管理する者とするが、調査の結果、屋外広告業者等広告主以外の者が、表示、設置、維持管理又は除却等の業務を広告主から請け負い、当該違反広告物等について指導の相手方と認められるときは、この限りではない。

(関係機関との協議)

第5条 違反広告物等が他法令に抵触するおそれがあるときは、関係機関又は関係所属に連絡し、当該機関又は所属と協議するものとする。

- 2 違反広告物等が他法令に違反している事実が確認できた場合は、他法令所管機関等と対応について協議するものとする。

(緊急に是正を要する違反広告物等に対する是正指導等)

第6条 倒壊等により公衆に対し差し迫った危害が予想される等、その性質上是正の緊急

性が認められる違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 条例第13条第3号に規定する禁止広告物等として、速やかに必要な措置を行うよう口頭指導する。

(2) 前号の指導を行っても必要な措置がされないときは、条例第20条第1項の規定による措置命令を行う。措置命令内容については、第9条によるものとする。

(無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等)

第7条 無許可で表示され、又は設置されている違反広告物等に対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 許可基準に適合している違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア 申請指導文書を送付する。このとき、許可申請書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

イ アの許可申請書期限までに許可申請書の提出等がないときは、申請督促文書を送付する。このとき、許可申請書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

ウ イの許可申請書提出期限までに許可申請書の提出等がないときは、申請催告文書を送付する。このとき、許可申請書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

エ ウの許可申請提出期限までに許可申請書の提出等がないときは、条例第20条第1項の規定による措置命令を行う。措置命令内容については、第9条によるものとする。

オ 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去したときは、担当職員により除却完了確認を行う。

(2) 許可基準に適合していない違反広告物等については、次のとおり指導する。

ア 是正指導文書及び是正計画書を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

イ アの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、是正督促文書を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

ウ イの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、是正催告文書を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

エ ウの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、違反広告物等の広告主に

対し、勧告書を送付する。このとき、是正計画書提出期限は発送の日から2月を経過した日とする。

オ エの提出期限までに是正計画書の提出等がないときは、条例第43条第4項の規定による意見を述べる機会を与えるため、広告主に対し、公表予告通知書を送付する。このとき、意見書の提出期限は発送の日から1月を経過した日とする。

カ オの意見書の提出期限までに提出がないとき、又は是正計画書の提出等がないとき、及び意見書に記載された内容に正当性がないと認められるときは、条例第43条第3項の規定により、広告主の氏名を含めた勧告内容等を公表する。

キ 広告主の氏名等公表実施後、1月を経過しても是正計画書の提出等がないときは、条例第20条第1項の規定による措置命令を行う。措置命令内容については、第9条によるものとする。

ク 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は是正のための許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

ケ 是正計画書が提出されたときは、下記により取り扱う。

(ア) 是正計画の是正期間は、提出日から最長で6月以内とする。

(イ) 是正計画の内容を審査し、不備等があれば必要な補正を指導する。

(ウ) 是正期限までの間、適宜進捗状況を確認する。

(エ) 是正期限までに是正がされない場合は、条例第20条第1項の規定による措置命令を行う。措置命令内容については、第9条によるものとする。

(許可を受けた後、違反広告物等となったものに対する是正指導等)

第8条 許可を受けた後、許可基準又は許可に付された条件に適合しない違反広告物等となったものに対する是正指導等については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 前条第2号ア、イ、ウ、エに準じて指導を行う。

(2) エの指導後、勧告書の是正計画書提出期限までに是正計画書の提出がないとき又は是正期限までに該当違反広告物等が是正されないときは、条例第20条第1項の規定による措置命令を行う。措置命令内容については、第9条によるものとする。

(3) 指導の過程で当該違反広告物等を自主撤去し、又は変更許可を取得し、是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

(措置命令)

第9条 措置命令は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第20条第1項の規定による違反の措置命令は、岡崎市行政手続条例（平成9年岡崎市条例第3号）に基づき、弁明の機会を付与した上で決定し、措置の命令を行う。命令を通知する文書には措置を完了する期限を記載するものとし、その期限は通知の日から2週間を経過した日とする。
- (2) 措置命令を行った時点（命令書の日付と同日）における現場の状況を記録するため、写真の撮影を行い、後日の証拠として保存する。
- (3) 命令は、違反の内容、程度等を勘案のうえ、良好な景観を形成し若しくは風致を維持し又は公衆に対する危害を防止するために必要な範囲で行う。
- (4) 措置命令を行ったのち、違反広告物等を撤去したとき、又は是正のための許可を取得し、違反広告物等の是正措置が完了したときは、担当職員により是正完了確認を行う。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年12月7日から施行する。